

高齢者の権利擁護

(公財)東京都福祉保健財団
東京都高齢者・障害者権利擁護支援センター
下江 佳代子



権利擁護の必要な人の状態像



考えてみよう！ ケース1

Aさん夫妻には子どもがなく、お二人暮らしの高齢者世帯です。

夫が半年前に脳梗塞で倒れ、3か月前に退院してご自宅に帰ってきました。

病気で倒れる以前は、よく二人で近くの公園を散歩しているところをお見かけしましたが、最近 はめっきり姿をお見かけしなくなりました。

敬老の日に訪問してみると、介護保険サービスは一切使わずに妻が一人で介護していると言います。「介護保険サービスを使って一カ月に5万円も取られた」という噂話を鵜呑みにして、介護保険の申請をしなかったと言います。



高齢期にみられる特徴

■ さまざまな喪失感

- ☐ 社会的つながり
- ☐ 役割
- ☐ 心身機能
- ☐ 経済的基盤

※全ての喪失が、必ず起こる訳ではない。

※「喪失」したとしても適応し、前向きに思えることが出来る人も多い。しかし、うまく適応できないと「絶望」がもたらされやすい時期でもある。



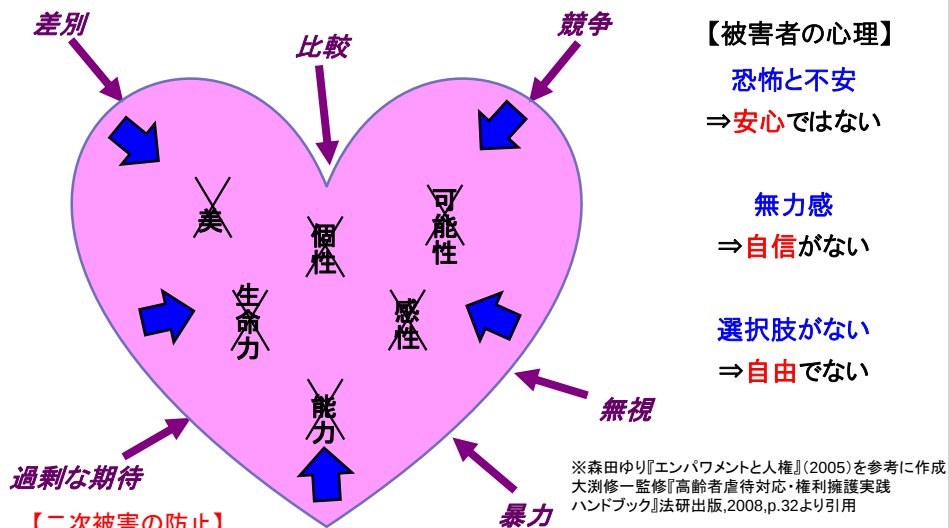
認知機能・判断力低下がもたらすもの

- 今までできていたことが、できなくなる
 - 買い物ができなくなり、家事等ができなくなる
 - 家賃の支払い、ライフライン等の支払いが滞る
 - 各種申請や年金の現況届等、諸手続きができなくなる
- 自ら支援や助けを求めることが難しい
 - 周囲への気兼ね
 - 今までの経験に起因する誤解
→ 消費者被害、第三者からの経済的搾取、虐待
- 支援が必要だと、窓口には来られない
 - 「大丈夫です」
 - 漠然とした不安→防衛的態度へ

窓口に来ることができない人をどう発見していくかが課題



「本来の力を失っているパワレスの状態」



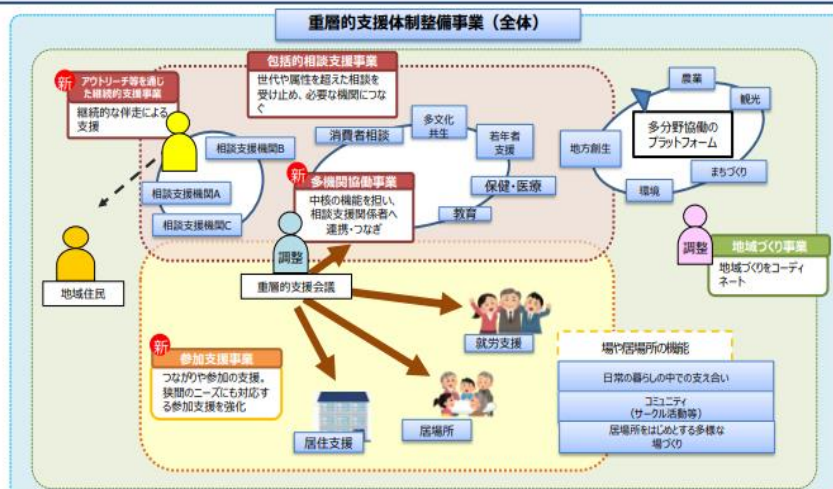
【二次被害の防止】

被害を受けている高齢者が自分を責める傾向にあることを理解し、「あなたにも責任がある」等、虐待発生の責任を問うような発言・態度をしないよう対応していくことが求められる



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりむきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



9

民生委員の皆様にご協力いただきたいこと

■ 「気になる高齢者」の状態像を知る

→「高齢者虐待」「消費者被害」「セルフ・ネグレクト」の理解

■ 適切につなぐ

→つなぐ先(相談先)を知っておく

→早期発見が基本

権利侵害は、進行する。「あれ？」と思ったら、すぐ知らせる。

■ 地域で見守る

→見守るポイントを知る



相談できる場所を知ろう

- 区市町村（高齢者福祉所管課等）
- 地域包括支援センター
- 社会福祉協議会等

* 地域によって、機関の名称や機関内の役割分担が異なりますので、ご自分の自治体内の相談窓口の機能等について、確認してください。



高齢者虐待の防止について



考えてみよう！ ケース2

Bさん(79歳、女性)は、食事も排せつも、すべてに介助が必要な状態で、長男(52歳)に介護を受けながら暮らしています。

長男は大学を中退し、就職するも退職を繰り返し、たまにアルバイトについても続かずに現在は無職です。

長男は一生懸命介護をしているようですが、こだわりが強かったり、経済的な問題もありサービスは福祉用具しか利用していません。

介護負担があり、時々「なんでこぼすんだ」などと怒鳴っています。



高齢者虐待防止法の特徴①

■ 目的は高齢者の尊厳保持、権利利益の擁護

- 虐待者を罰するためのものではなく、虐待を理由に処罰を定めた規定は、高齢者虐待防止法には存在しない
- 養護者(虐待者)への支援をも謳った法律
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月施行)

■ 養護者による虐待の対応責務は区市町村に有り

地域包括支援センターが専門機関として対応の中核を担う

- 「養護者」とは、「高齢者(法律上は65歳以上の者を指す)を現に養護する」者のことで、高齢者を養護している(あるいは養護することが期待される)同居・近居の親族等を指す

■ 養介護施設従事者等による虐待の対応責務は区市町村・都道府県に有り

- 「養介護施設従事者等」とは、介護保険法、老人福祉法で設置されている施設や事業で業務に従事しているものを指す



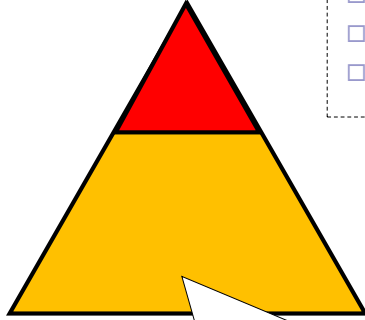
高齢者虐待防止法の「虐待」の考え方

一般的にイメージする虐待
(事件性のある虐待)

〔虐待の種別〕

- ☐ 身体的虐待
- ☐ 心理的虐待
- ☐ 放棄放任
- ☐ 性的虐待
- ☐ 経済的虐待

「自覚」「悪意」は問わない
「いじめてやろう」「虐げよう」と
思っているかどうかは、
無関係



高齢者虐待防止法が規定した高齢者虐待
(自覚を問わないため、広範囲)

一般的に「虐待の小さな芽」と感じ
るような事例も、高齢者虐待防止法
上は、高齢者虐待にあたる

深刻な虐待の事件になる前に、**早期**
に**区市町村が責任をもって対応**

大淵修一監修『高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック』法研出版,2008,p.26より、一部改変



身体的虐待とは

養護者が

■ 暴力的行為で痛みを与えたり、身体にあざや外傷を 与える行為

(例)

- ・平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、やけど・打撲させる
- ・刃物や器物で外傷を与える など

■ 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影 響を与える行為

(例)

- ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする
- ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする など

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援につい
て」(以下「厚生労働省マニュアル(R5)」という。)p8より引用



■ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為

(例)

- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリの強要
- ・移動させるときに無理に引きずる、無理やり食事を口に入れる など

■ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

(例)

- ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける、ベッドに柵を付ける、つなぎ服・ボディースーツを着せて自分で着脱できなくする、意図的な薬の過剰服用により動きを抑制する等)
- ・外から鍵をかけて閉じ込める、中から鍵をかけて長時間家の中に入れない など

外傷の生じるおそれのある暴行

厚生労働省マニュアル(R5) p8より引用



心理的虐待とは

養護者が

■ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること

(例)

- ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・侮辱を込めて、子どものように扱う
- ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする
- ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する
- ・家族や親族、友人等との団らんから排除する など

厚生労働省マニュアル(R5) p9より引用



介護・世話の放棄・放任とは

養護者が

- 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること

(例)

- ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
- ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させるなど

厚生労働省マニュアル(R5) p8より引用



- 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する

(例)

- ・徘徊や病気の状態を放置する
- ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する
- ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰るなど

- 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する

(例)

- ・孫が高齢者に対して行う暴行や暴言行為を放置する
- ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する など

厚生労働省マニュアル(R5) p8より引用



性的虐待とは

養護者が

■ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為

(例)

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のまままで放置する
- ・人前で排泄行為をさせる。オムツ交換をする
- ・性器を写真に撮る、スケッチをする
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する
- ・わいせつな映像や写真を見せる
- ・自慰行為を見せる

など

厚生労働省マニュアル(R5) p9より引用



経済的虐待とは

養護者及び養護者に
該当しない親族が

■ 本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人希望する金銭の使用を理由なく制限すること

(例)

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ・年金や預貯金を無断で使用する
- ・入院や受診、介護保険サービスに必要な費用を滞納する
- ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する
- ・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う

など

※養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として判断する

厚生労働省マニュアル(R5) p9より引用



気になる高齢者のサイン(例)①

■ 本人に関すること

- ☑ 元気がない
- ☑ 痩せてきている
- ☑ 体調が悪そうに見える
- ☑ 今まで挨拶をしていた人が挨拶をしなくなった
- ☑ 服装が季節に合っていない
- ☑ 長期間お風呂に入っていないなど、衛生が保たれていないことによる臭いがする
- ☑ 髪や服装が乱れている
- ☑ 家にこもりがち
- ☑ 家で過ごすことを避けて外に出ていることが多くなった

(参考)
〇高齢者等の見守りガイドブック(第4版) 令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159



気になる高齢者のサイン(例)②

■ 家族等に関すること

- ☑ 家族環境が急変した(夫や妻と死別/入院や入居/同居の家族が出て行った)
- ☑ 介護者が疲れている様子がある
- ☑ 本人の状況を家族が話したがない
- ☑ 本人に会わせようとししない
- ☑ 緊急時の連絡先を言いたがらない
- ☑ 親族や介護職員でない知らない人間が対応にでる

(参考)
〇高齢者等の見守りガイドブック(第4版) 令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159



気になる高齢者のサイン(例)③

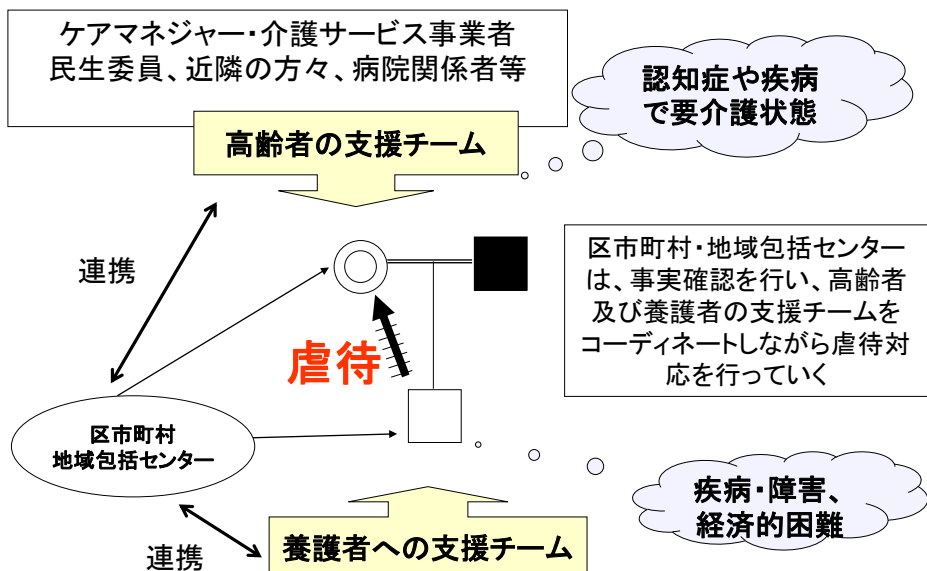
■ 住まいの状況等で気づくサイン(参考)

- ☑ 大声が聞こえる
- ☑ 怒鳴り声がある
- ☑ 悲鳴が聞こえる
- ☑ 昼間なのに雨戸やカーテンがしまったままになっている
- ☑ 門扉や玄関に新たに鍵がつけられた

(参考)
○高齢者等の見守りガイドブック(第4版)令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159



養護者による高齢者虐待の対応イメージ



高齢者虐待防止法の特徴②

- **通報**に、本人の意思確認は必要ない(DV防止法との違い)
- 虐待**対応**の際には「本人の意思を尊重」
- 養護者への「相談・指導・助言」
 - 養護者に対して、虐待対応中であることを告げずにサポーターティヴに関わることも多い
 - 児童虐待防止法では「保護者への指導」



高齢者虐待防止法の特徴③

- 区市町村ごとの権限行使による緊急対応
 - やむを得ない事由による措置と**居室の確保**
 - 面会制限
 - 区市町村長申立による成年後見制度の活用
 - 立入調査と警察への援助要請
 - 「**生命・身体に重大な危険が生じているおそれ**」
- 児童虐待対応の家庭裁判所による親権停止やDV対応の保護命令のような「**裁判所の関わり**」なし(成年後見人選任についての審判での関わりのみ)
- **都道府県による「直接対応」もない**



通報・相談のポイント

確かめるよりもまず、
「知らせる」ことが先！

- 早期発見努力義務(第5条)
 - 虐待は、あると思われなければ見えてこない
- 通報義務 > 様々な守秘義務(第7条)
- 高齢者虐待を受けたと「**思われる**」状態で通報できる
 - 証拠や根拠がなくても通報できるようになっている
- 通報者を特定させるものを洩らさずに対応が行われる
- 「**虐待になる前に相談しよう」「不適切かもしれないから言っておこう**」と考えて、**地域包括に相談しよう**
 - 「虐待だから通報しよう」と考えるよりも前に！
- 「**見たまま」「聞いたまま**」を知らせ、メモをとる
 - 「虐待」という言葉を書く必要はない
 - 日時や具体的事実



どのような対応があるのか？

- 在宅を継続しながら虐待を解消した事例
- 施設入所後、新たな関係を築いた事例
- 施設への措置入所、第三者後見人選任によって、完全に分離した事例
 - 後見人によって、新たな関係を築いた事例
 - 後見人選任後も関係が修復できない事例



セルフ・ネグレクトへの支援



考えてみよう！ケース3 - ①

Cさんは、一人暮らしの女性です。

1年ほど前にこの近所に越してきましたが、近所付き合いが苦手なようで、自治会には顔を出しません。

3か月前に夫が急に亡くなってからは、家に閉じこもりがちになりました。

最近、ごみを出す日を間違えたり、いつも同じ服を着ていたり、なんだか様子が変わります。

「お困りなことはありませんか？」と聞いてみると、「ないです、結構です」と言いますが、大丈夫だとは思えません・・・



セルフ・ネグレクトの例

- 家の前や室内にごみが散乱した中で住んでいる
- 極端に汚れている衣類を着用したり、失禁があっても放置している
- 窓や壁などに穴が開いていたり、構造が傾いている家にそのまま住み続けている
- 生活に必要な最低限度の制度、介護、福祉サービスの利用を拒否する
- 重度のけがを負っている、あるいは治療が必要な病気があるにもかかわらず、受診・治療を拒否する
- 当該高齢者の言動や生活、住環境により、近隣住民の生命・身体・生活・財産に影響がある

(公社)あい権利擁護支援ネット「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」調査票より引用



気になる高齢者のサイン(例)④

■ 本人に関すること

- ☑ 元気がない
- ☑ 痩せてきている
- ☑ 体調が悪そうに見える
- ☑ 服装が季節に合っていない
- ☑ いつも同じ服装で着替えている様子がない
- ☑ 長期間お風呂に入っていないなど、衛生が保たれていないことによる臭いがする
- ☑ 極端に汚れている衣類を着用したり、失禁があっても放置している
- ☑ 生活に必要な最低限度の制度、介護、福祉のサービス利用を拒否する
- ☑ けがを負っている、あるいは治療が必要と思われる状態にもかかわらず受診・治療を拒否する

(参考)

○高齢者等の見守りガイドブック(第4版)令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159
○公益社団法人あい権利擁護支援ネット「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書(平成27年3月)「セルフ・ネグレクトの例」を参考に作成(一部引用、改変)参考に作成



気になる高齢者のサイン(例)⑤

■ 本人に関すること

- ☑ 髪や服装が乱れている
- ☑ ごみをうまく分別できなくなった又はごみを出さなくなった
- ☑ 在宅は確認できても返事がない又は電話に出ない
- ☑ 小銭が散乱している
- ☑ 夜、眠れていない様子がある
- ☑ ゴミ出しをしなくなった

(参考)
○高齢者等の見守りガイドブック(第4版)令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159
○公益社団法人あい権利擁護支援ネット「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書(平成27年3月)「セルフ・ネグレクトの例」を参考に作成(一部引用、改変)参考に作成



気になる高齢者のサイン(例)⑥

■ 家の周囲等に関すること

- ☑ 室内が乱雑になっている
- ☑ 家から悪臭、異臭がする
- ☑ 郵便受けに郵便や新聞がたまっている
- ☑ 同じ洗濯物が何日も干してある
- ☑ 植物への水やりができていない
- ☑ 雨なのに窓が開けっ放しにしてある
- ☑ 昼間なのに雨戸が閉まったまま、カーテンが閉まったまま
- ☑ 家の前や室内にごみが散乱した中で住んでいる
- ☑ 言動や生活・住環境により、近隣住民の生命・身体・生活・財産に影響がある
- ☑ 窓や壁などに穴が開いていたり、構造が傾いていたりする家にそのまま住み続けている

(参考)
○高齢者等の見守りガイドブック(第4版)令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159
○公益社団法人あい権利擁護支援ネット「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書(平成27年3月)「セルフ・ネグレクトの例」を参考に作成(一部引用、改変)参考に作成



セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への 権利擁護の必要性の理解

- セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は「支援を受け入れる力を失っている」状態にある
 - それまでの生活歴、疾病・障害により「自分に必要な支援を求めることができなくなった人」
 - 「これまでの生活において他者からの支援を受けた経験がないため、その選択をすることができない人」
- 孤立死のリスクが高い



セルフ・ネグレクトの背景・要因理解

- 精神・心理的な問題
 - 依存症、認知症、うつ、アルコール問題、不安障害や恐怖症、統合失調症や妄想性障害、強迫神経症、人格障害や生まれながらの人格特徴、感覚障害自閉症スペクトラム、ためこみ症等
 - 高齢による心身機能の低下
 - ライフイベント(喪失体験)
 - 経済的問題
 - 人間関係のトラブル、他者からの虐待(誘引や結果)
 - プライド、遠慮、気がね
 - 情報の不足
 - 社会的孤立
- ⇒これらにより生活能力・意欲が低下
関係機関等との連携した対応が必要！

岸恵美子他：平成24～28年度科学研究費助成事業基盤研究(B)「セルフ・ネグレクト高齢者への効果的な介入・支援とその評価に関する実践的研究」を参考に整理



セルフ・ネグレクト状態への介入

- 自分で自分の権利利益が護れない、世話が
できない状態になっているか

本人の権利を護るための介入が許される

- 公共の福祉に反しているか

人権衝突の調整のために介入する

具体的な介入根拠法が求められることが多い

道路交通法

迷惑防止条例

区市町村担当部署と必ず連携



支援を行う上で考えておきたいこと

- 自己決定権の尊重と保護のバランス

- 緊急性の判断によって、区市町村権限行使へつ
なぐ（生命の危機的状況、取り返しのつかないよう
な生活の重大な破綻をそのままにしない）
- ただし、指示命令や保護的関わりを前提とするの
ではなく、自己決定を支援していく姿勢で関わるこ
とが大前提となる（意思決定支援）
- 「なかなかつながらない」「時間がかかる」ことへ焦
る思い⇒「自己決定権を尊重した支援」を行ってい
ると、とらえなおしてみる



高齢者の消費者被害



考えてみよう！ケース3－②

Cさんのことを、地域包括支援センターに相談したところ、地域包括支援センターや市の職員が、Cさんの家へ訪問を重ねてくれました。

近隣への見守り協力依頼もあり、近隣から心配の声が民生委員に寄せられる際には、地域包括支援センターに連絡を入れ、一緒に調整を行いました。

そうした中、Cさんの態度も和らぎ、認知症専門医の受診や介護保険の利用申請ができるようになったと聞きました。



ある時、Cさんからたくさんお水があるからいいらない？と言われ自宅に訪問しました。

そこには山のように積み上げられたミネラルウォーターの箱があります。

どうしたのか聞くと、一度頼んでから次々と送られてきているそうです。

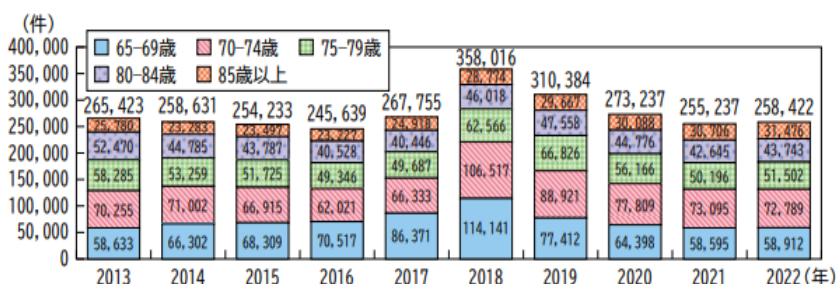
またある時は、見知らぬ車が停まっているのを見かけたので訪問してみると、布団が10セットおいてありました。

一人暮らしのCさんが使うとも思えない量です。Cさんに尋ねると「買ったかしら・・・？」との返答でした。



高齢者の消費生活相談の傾向

図表 I-2-2-11 高齢者の消費生活相談件数の推移



(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2023年3月31日までの登録分)。
2. 契約当事者が65歳以上の相談。

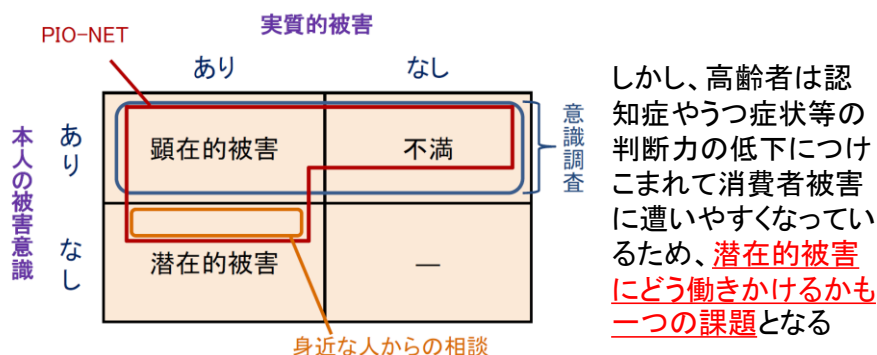
○全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の件数:2022年は87.0万件

○高齢者に関する消費生活相談件数:2013年～高水準で推移していたが、2018年をピークに減少に転じている 架空請求に関する相談の減少が影響していると考えられる

[令和5年度版「消費者白書」より引用]



- 明らかな「騙(だま)し」「騙(かた)り」でないほうが、解決が難しい
 - 「オレオレ詐欺」は明らかに犯罪、「勝手に送りつけられる健康食品を、食べた場合」は??
- 当事者に被害意識がないものを消費者被害として解決を強要することはできない



『「本人の被害意識」と『実質的被害』の図 消費者被害に関連する数値指標の整備に関する調査『「消費者被害」の定義・分類』消費者庁作成「資料3」平成25年11月11日より引用]

高齢者の不安につけこむ消費者被害

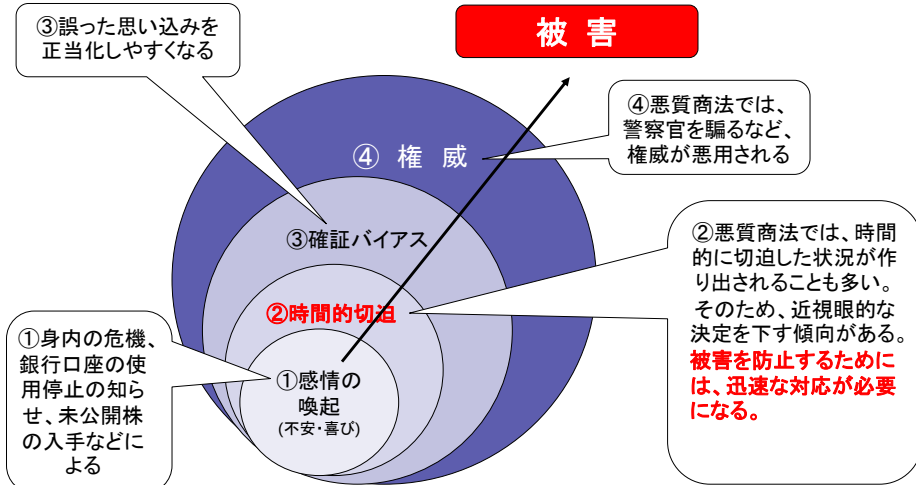
■ 3つの不安

- お金
 - 老後の資金を少しでも増やしたい
- 健康
 - いつまでも健康でいたい
- 孤立
 - 悪質事業者は話し相手になるなど、親切にして信用させて大切な財産を狙っている

高齢者・障がい者の消費者トラブル 見守りガイドブックより一部引用 消費者庁 2020年2月発行

悪質商法に騙される心理的プロセス

～悪質商法がおこなっている高齢者のくせ(バイアス)につけ込む工夫～



時間的切迫に対抗して迅速に対応するためには、連携が欠かせない

[平成25年度版「消費者白書」を基に作成]



消費者被害を受けている高齢者に必要な権利擁護の関わり

- 消費者被害にあったショックや騙された自分を恥じる気持ちから、被害そのものを隠そうとしたり、「おおげさにしないでほしい」という意思を示しがち。
- しかし一度被害に遭うと、「カモリスト」にのることが多く繰り返し被害にあってしまう。
 - 家を抵当に入れられ、失ってしまい、生活保護を受給することになる事案も発生
- その消費者被害の解決を強要できない場合でも、再発防止の視点での関わり(見守りや必要な制度活用)が求められる。



気になる高齢者のサイン(例)⑦

■ 本人に関すること

- ☑ 元気がない
- ☑ 電話を切れず、困った様子が見られる
- ☑ スマートフォンの着信が度々鳴り、落ち着きなく不安な様子
- ☑ お金に困っている様子が見られる
- ☑ 過度な節約を心掛けるようになった
- ☑ 介護サービスを減らしたいと言うようになった
- ☑ 新しく購入した着物の話をされたり、その着物を見せてくれたりする
- ☑ 営業マンらしい人と、車に乗って出掛けていく姿を見掛ける
- ☑ 頻繁に出掛けては、何か購入してくる

(参考)
○高齢者等の見守りガイドブック(第4版) 令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159
○高齢者・障がい者の消費者トラブル 見守りガイドブック 消費者庁 を参考に作成 (一部引用、改変)



気になる高齢者のサイン(例)⑧

■ 本人に関すること

- ☑ 通帳・キャッシュカード・鍵など重要な物を頻繁になくす
- ☑ 金融機関に頻繁に行く(いる)

■ 家中や家の周囲等に関すること

- ☑ 見たことのない人が出入りしている
- ☑ 見慣れない車が止まっている
- ☑ 家に、開封していない宅配物や法外な高額商品が置いてある
- ☑ カレンダーに見慣れない印が付いている
- ☑ 見慣れない商品や契約書、振込用紙などがある
- ☑ 頻繁に荷物が届く

(参考)
○高齢者等の見守りガイドブック(第4版) 令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159
○高齢者・障がい者の消費者トラブル 見守りガイドブック 消費者庁 を参考に作成 (一部引用、改変)



事例での連携

- 民生委員「消費者被害にあっているかも？」
- 地域包括支援センターへ相談
- 地域包括支援センターが、対応について消費生活センターへ助言を求め、家族と連絡をとりながら対応
- 再発防止のために、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を利用
- 民生委員と社会福祉協議会、介護保険サービス事業者とで、再発防止の見守り



成年後見制度と 地域福祉権利擁護事業 （日常生活自立支援事業） について



権利擁護システム

■ 社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

- 契約に基づくサービスとしての提供

■ 成年後見制度

□ 任意後見制度 事前

- 判断能力が衰える前に、本人が公証役場での契約によって、あらかじめ任意後見人とお願いしたいことを決めておく仕組み

□ 法定後見制度 事後

- 判断能力が衰えてから申立て、家庭裁判所が後見人等を選任する仕組み
 - 補助類型…判断能力が不十分な人を対象
 - 保佐類型…判断能力が著しく不十分な人を対象
 - 後見類型…判断能力を欠く常況にある人を対象



成年後見制度の特色

- 認知症などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度

☆人権・法的権利としての苦情申立てやサービス利用等についての**平等性が確保される**

☆**資産を本人の意向に沿って活用**できる

→**財産管理、身上保護をとおした「本人らしさ」に寄添う支援 本人の福祉(=幸せ)の実現を目指す**



- 行政が、処分として決める措置によるサービス提供が本人保護のために必要な場合がある。しかし、なるべく早く解除して、後見人等による契約でのサービス利用により高齢者本人の「尊厳」や「自己決定の尊重」、「本人らしい」生活を継続することが望ましい。
- 後見人等には意思尊重義務、身上配慮義務がある

(参考:「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」)



成年後見制度をめぐる動向

□ 成年後見制度利用促進基本計画

- ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視
- ・ 適切に成年後見制度が利用されるように連携体制等を整備
- ・ 不正防止等の方策推進 など

【基本計画のポイント】

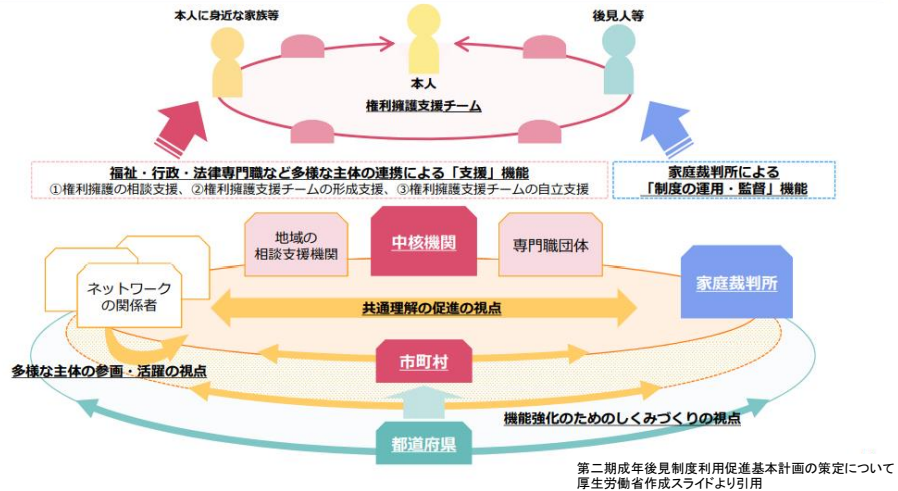
- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について
厚生労働省作成スライドを参考に作成



3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



権利擁護の姿勢

問題を抱えた時 どうしたい？どうしてほしい？

- 自分の力を取り戻したい
- 私らしく生きたい
- 何とかしたい
- 「私」の気持ちを聞いて欲しい
- 助けて欲しい
- 哀れまれたり、問題を指摘されたりしたくない



見守りの方法

①緩やかな見守り	● 地域の様々な人や団体等が、日々の生活や業務の中で、幅広い人を対象として「いつもと違う」「何かおかしい」と感じる人がいた場合に、可能な範囲でケアをしたり、見守りの担当者や、専門機関等に共有、連絡、相談するさりげない見守り
②担当による見守り	● <u>民生委員・児童委員</u> 、町会・自治会、老人クラブ、住民ボランティア等が担当と役割を決めて、定期的な安否確認や声掛けが必要な人を対象として、訪問等を行う見守り
③専門的な見守り	● 地域包括支援センターや高齢者見守り相談窓口等の専門機関が、支援の拒否、家族による虐待、認知症など、困難な課題を抱えている高齢者等を対象として、専門的知識を生かして行う見守り

高齢者等の見守りガイドブック(第4版)令和5年3月 東京都福祉局より



地域で支えていくうえで、気をつけておきたいポイント

虐待対応や権利擁護支援を行った際、結果についてはお伝え出来ない

- 守秘義務
- 「見守り」なのか、「見張り」なのか
- 支援を拒否する人と、どのように向き合うか
- 民生委員として、「どこまで?」「いつまで?」
 - どこまでなら出来る(どこからは無理)
 - どこまでやっていいのか(どこからはやっていけないのか)
 - いつまでこの関わりなのか(支援の見直しが必要)



高齢者を支えるということ

- 「その人らしく生きること」⇒「その人らしく亡くなること」
 - リビング・ウィルや事前指示書、人生の最終局面での医療の問題
 - 身元保証やいわゆる医療同意の問題
 - 「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」
 - 「身寄りがない人の入院及び医療にかかる意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」
 - 身元保証人がいないことによる施設入所・入院の拒否はできない



意思決定支援

■ 本人の意思の尊重

本人の意思決定を支援。ただし、その決定が他者を害する・本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り。

支援の参考：

厚生労働省 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン研修(動画)



「私の意思」を理解してもらうための 8つのポイント

- ・ 快いこと、うれしいこと、楽しいことは？
- ・ いやなこと、つらいこと、悲しいこと、不安は？
- ・ 大切な「もの」や「こと」、宝物は？
- ・ どんな介護を望んでいるか？
- ・ 相談相手やお金の管理は、誰に中心になってほしい？
- ・ やりたいこと、続けたいのはどんなこと？
- ・ 病気や障害の告知、終末の迎え方への希望は？
- ・ 相続・遺言・葬儀、お墓等に関する希望は？

池田恵利子「クロワッサン2006年11月10日号」の「女の新聞」に掲載



私たちはお互いに、
誰かを助けたり助けられたり
支えたり支えられたりしながら
共に生きている

たとえ誰かの助けを借りたとしても
「私らしさ」を諦めない
その気持ちをいつも持つておくことが
誰かを支え
いざという時に私を支える

